

議案第 5 9 号

笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
について

笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 1 8 年笠間市条例第 1 1 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

笠間市長 山口 伸樹

提案理由

本案は、高齢者等世帯に対するごみ出しの支援事業の開始に伴い、本条例の一部を改正するものです。

笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成18年笠間市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物」を「，市が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物」に改める。

第10条の2の次に次の1条を加える。

第10条の3 前2条に定めるもののほか，市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するごみ出しに支障のある高齢者等の世帯（以下「高齢者等世帯」という。）が，市が収集，運搬及び処分する不燃ごみ，資源物及び有害ごみを排出するときは，不燃ごみ収集袋及び資源物収集袋を使用することができる。

- (1) 世帯の構成員の全てが65歳以上である世帯
- (2) 世帯の構成員の全てが身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている世帯
- (3) その他市長が必要と認める世帯

第11条中「前条」を「前3条」に，「行なう」を「行う」に改める。

別表粗大ごみの部の次に次のように加える。

不燃ごみ(高齢者等世帯)	不燃ごみ収集袋(容量20リットル相当)	1枚40円
資源物(高齢者等世帯)	資源物収集袋(容量20リットル相当)	1枚20円

附 則

この条例は，平成30年9月3日から施行する。

笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成18年笠間市条例第119号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第10条の2 前条に定めるもののほか、笠間・水戸環境組合が共同処理する区域に居住する市民等が、<u>市が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物を排出するときは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物等に区分し、可燃ごみ収集袋、不燃ごみコンテナ及び不燃ごみ処理券、粗大ごみ処理券又は資源物コンテナを使用するほか、市長の指定する方法に従わなければならない。</u></p> <p>第10条の3 <u>前2条に定めるもののほか、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するごみ出しに支障のある高齢者等の世帯(以下「高齢者等世帯」という。)</u>が、<u>市が収集、運搬及び処分する不燃ごみ、資源物及び有害ごみを排出するときは、不燃ごみ収集袋及び資源物収集袋を使用することができる。</u></p> <p>(1) <u>世帯の構成員の全てが65歳以上である世帯</u></p> <p>(2) <u>世帯の構成員の全てが身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている世帯</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める世帯</u></p> <p>(資源物の所有権)</p> <p>第11条 <u>前3条の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属するものとし、市長が委託する事業者以外の者は、その資源物を収集し又は運搬してはならない。ただし、一般廃棄物の減量を目的として市民が集団で行う資源物の回収による資源ごみを除</u></p>	<p>第10条の2 前条に定めるもののほか、笠間・水戸環境組合が共同処理する区域に居住する市民等が <u>収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物を排出するときは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物等に区分し、可燃ごみ収集袋、不燃ごみコンテナ及び不燃ごみ処理券、粗大ごみ処理券又は資源物コンテナを使用するほか、市長の指定する方法に従わなければならない。</u></p> <p>(資源物の所有権)</p> <p>第11条 <u>前条の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属するものとし、市長が委託する事業者以外の者は、その資源物を収集し又は運搬してはならない。ただし、一般廃棄物の減量を目的として市民が集団で行なう資源物の回収による資源ごみを</u></p>

く。

別表(第16条関係)

区分	処理手数料	
	容量・重量等区分	金額
可燃ごみ	可燃ごみ収集袋(容量20リットル相当)	1組(10枚入りにつき) 100円
	可燃ごみ収集袋(容量45リットル相当)	1組(10枚入りにつき) 200円
不燃ごみ	不燃ごみ処理券(10キログラム相当)	1組(5枚入りにつき) 200円
粗大ごみ	粗大ごみ処理券(三辺の合計が3メートル未満)	500円
	粗大ごみ処理券(三辺の合計が3メートル以上)	1,000円
不燃ごみ(高齢者等世帯)	不燃ごみ収集袋(容量20リットル相当)	1枚40円
資源物(高齢者等世帯)	資源物収集袋(容量20リットル相当)	1枚20円

(エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する市民)

一般家庭及	50kg以下のもの	無料
-------	-----------	----

除く。

別表(第16条関係)

区分	処理手数料	
	容量・重量等区分	金額
可燃ごみ	可燃ごみ収集袋(容量20リットル相当)	1組(10枚入りにつき) 100円
	可燃ごみ収集袋(容量45リットル相当)	1組(10枚入りにつき) 200円
不燃ごみ	不燃ごみ処理券(10キログラム相当)	1組(5枚入りにつき) 200円
粗大ごみ	粗大ごみ処理券(三辺の合計が3メートル未満)	500円
	粗大ごみ処理券(三辺の合計が3メートル以上)	1,000円

(エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する市民)

一般家庭及	50kg以下のもの	無料
-------	-----------	----

びこれに類するもの	50kgを超えるもの	50kgを超えたものに対し 10kgにつき 81円
事業活動に伴って生じたもの	20kgを超え50kgまで	10kgにつき 71円
	50kgを超え100kgまで	10kgにつき 81円
	100kgを超え5,000kgまで	10kgにつき 101円

備考

- 1 搬入量の単位で10kgに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入する。
- 2 計算された金額で10円未満の端数は切り捨てる。

びこれに類するもの	50kgを超えるもの	50kgを超えたものに対し 10kgにつき 81円
事業活動に伴って生じたもの	20kgを超え50kgまで	10kgにつき 71円
	50kgを超え100kgまで	10kgにつき 81円
	100kgを超え5,000kgまで	10kgにつき 101円

備考

- 1 搬入量の単位で10kgに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入する。
- 2 計算された金額で10円未満の端数は切り捨てる。